

○南伊勢町環境保全活動事業費補助金交付要綱

平成28年4月1日

告示第49号

(趣旨)

第1条 この告示は、南伊勢町の自然環境の保全に直接貢献する活動の推進を図るため、その一定以上の規模を有する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、南伊勢町補助金等交付規則(平成17年南伊勢町規則第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象活動)

第2条 補助対象活動は、南伊勢町内の自然環境の保全に直接貢献する非営利活動で次の条件の全てに該当する事業とする。

(1) 次のいずれかに該当する活動

- ア 登山道の修復
- イ 自然保護に資する注意板の設置
- ウ 町の木、花(旧町の木及び花を含む。)の植樹及び保全活動
- エ 海岸清掃活動
- オ 河川環境保全活動
- カ その他町長が必要と認める活動

(2) 国又は地方公共団体が主催し、又は共催する事業でないこと。

(3) 事業の実施について、法令等に基づく許認可及び地権者(町の木、花にあつては地権者及び所有者)の同意が得られていること。

(4) 第1号の活動をする者は、ボランティア活動保険に加入すること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助対象活動に直接必要な経費とする。この場合において、補助対象経費は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費について他の制度により町から助成、補助、又は委託を受けているときは、補助の対象としない。

(補助率)

第4条 補助率は対象事業費の10分の10以内(1,000円未満を切り捨てた額)とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場

合は、これを切り捨てるものとする。

(補助限度額)

第5条 補助額は1団体当たり1会計年度1回限りとし、1万円を下限、15万円を上限とするものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者(次条において「申請者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、環境保全活動事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

(1) 事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)(様式第2号)

(2) 収支予算書(変更収支予算書)(様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金交付の申請を受理したときは、事業計画書その他の書類を審査の上、適正と認めたものについて、補助金の交付を決定しなければならない。この場合において、町長は、補助金交付の目的を達成するために条件を付することができる。ただし、全補助申請者の補助金請求合計額が予算額を超える場合は、按分して交付するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金交付の決定を取り消し、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(事業の計画変更又は中止)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業が次の各号のいずれかに該当する場合、事業計画変更(中止)承認申請書(様式第5号)により町長に申請するものとする。

(1) 補助金交付対象事業に要する経費を20パーセント以上変更しようとするとき。

(2) 補助金交付対象事業の申請内容の目的及びその概要を変更しようとするとき。

(3) 補助金交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、審査の上適正と認めるものについて承認し、事業計画変更(中止)承認通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第9条 補助対象者は、その事業を完了したとき、又は補助金の交付決定に係る町の会計年度が終了したときは、その事業の完了の日又は町の会計年度が終了した日から30日以内に、実績報告書(様式第7号)に収支決算書(様式第8号)及び事業実施内容関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第9号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による確定通知書を受けた補助対象者は、補助金請求書(様式第10号)に補助金交付確定通知書の写しを添えて、当該通知書を受けた日から起算して10日以内に補助金の交付請求を町長に対して行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の規定による補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、町長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

- 2 補助対象者が前項の規定により概算払を請求するときは、補助金交付決定通知書の写しを添えて、補助金概算払請求書(様式第11号)により町長に請求しなければならない。
- 3 概算払により交付した補助金の額と第10条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月22日告示第10号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月22日告示第56号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年2月22日告示第15号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。